

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議構成員の公募について

1 目的

沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」に掲げられている施策等の実施状況や効果等を分析・評価し、子どもの貧困対策についての意見の聴取を行う「沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議」（以下「会議」という。）の構成員を広く県民から公募する。

2 公募する構成員の人数

1名

3 公募する構成員の任期

就任の日から3年間

4 応募資格

次のいずれにも該当する方。

- (1) 沖縄県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が20歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。
（※1参照）
- (5) 年2回（※）程度（1回の開催時間は2時間程度）開催される会議に出席可能な者であること。
※令和3年度は年5回程度開催予定。

5 応募方法

所定の応募申込書に小論文（テーマ「沖縄における子どもの貧困対策について」800字程度、所見や感想など、様式自由）を添えて、沖縄県子ども未来政策課に持参、郵送又はE-mailにより提出して下さい。

なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※持参の場合、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分までの間に提出して下さい。

6 応募締切

令和元年12月16日（月）まで（必着）

7 選考方法

構成員の選考は、沖縄県子ども生活福祉部内に設置する公募構成員選考委員会において、応募申込書及び小論文により選考する。なお、書面審査のみでの選考が困難な場合は、面接考査を実施する。

8 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。

9 応募・お問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 3階

沖縄県子ども生活福祉部 子ども未来政策課

TEL : 098-866-2100 FAX : 098-869-5146 E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

※1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者